

| 港北区太尾町住居表示に伴う地元説明会（第2回） |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
|-------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 議 題                     | <p>1 あいさつ（太尾町住居表示検討委員会 吉原副会長）</p> <p>2 住居表示の概要（住居表示係 中田係長）</p> <p>3 太尾町の住居表示について（住居表示係 中田係長）</p> <p>4 住居表示に伴う諸手続について（住居表示係 絹谷）</p> <p>5 質疑応答</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
| 日 時                     | 平成18年12月17日（日） 13：00～15：00                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
| 開催場所                    | 太尾小学校体育館                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
| 議 事                     | <p>【質疑応答】</p> <p>Q 新町名のアンケートは全戸配布ということであるが、私の住んでいるマンションには配布されていない。この会場で同じようにアンケートを見たことのない人は挙手をお願いしたい。（7，8名の挙手）配布をした業者に確認をしてもらいたい。</p> <p>A アンケートの配布については、届かない等のお電話をいただきその都度業者には確認をした。ご迷惑をおかけしたことをお詫びする。配布を委託した業者には配布したとの確認をしている。また、同じマンションから数件であるがアンケートが届いている。まったく配布されていないということではないと思う。</p> <p>Q アンケート回収率が33%で、大倉山△丁目は全配布数の1／4。住民の意見としては少ないのではないか。私は長年住んでいるが個人的には今の住所の表示で不便はない。また、住居表示を実施する費用はどのくらいか。</p> <p>A アンケートは住居表示検討委員会で町の名前を決めるために実施した。住居表示実施で新町名のアンケートを実施するのは初めてのこと。「大倉山△丁目」としたいという回答が25%しかなく、それで決めて良いのかという意見もあると思う。しかし、今回のアンケートで約4,000人の中から回答があり、その中の約2,600人の方から大倉山△丁目が良いという回答があった。その方々の意見を尊重したい。</p> <p>住居表示を実施する際の費用は、調査費、街区表示板の費用などで1地区で1千万円以上の費用がかかる。</p> <p>Q ①3年かけて実施するとのことであるが、住所変更等の手続きはいつからなのか。</p> <p>②小、中学校の学区は変わらないのか。</p> <p>A ①住所変更等の手続きは実施した年度に行うことになる。手続きについては実施直前に配るしおり等で説明するつもりだったが、住所変更の手続きはすべてすぐにやらなくてはいけないことではない。住民票や印鑑登録等は区役所で処理するので住民の手続きは必要ない。国民健康保健証はそのままで使えるから住所変更は更新時までお待ちいただきたい。</p> |

すみやかに手続きをしなければならないものは、法人登記の本店、支店の住所、代表者の住所の変更手続。運転免許証は法律ではすみやかに手続きをすることになっているが、住所の表示が変わるだけであるので更新時でも良いと考えている。

土地の登記簿の所有者の住所についても住所変更が必要であるが、土地の売買などの時に変更手続きをしてもらっても良い。車検証の住所も同様。

②住居表示の実施により学区、学校名、町内会の区域は変わらない。

Q ①住所にマンション名を入れても入れなくても良いのか

②住民票と戸籍の表示が別になるのはどうか

③免許証の手続きは土日にできるのか

A ①現在は住民票に方書としてマンション名が入っていて、正式な書類には方書まで書く必要がある。住居表示後は部屋番号まで住所の一部となり、方書を書く必要がなくなる。

②住所と本籍の表示が別の表示になるのはご了解をいただきたい。本籍の表示として土地の地番で表示できるため、住居表示に従った表示に一律に変更することはできない。住居表示に従った表示を希望する方は転籍届を出していただく必要がある。

③警察にお願いしているところではあるが、土日の手続きはできないとのこと。

Q 法人であるが、住居表示について今まで配られたのチラシが届いてない。手続きを速やかにということであるが通知書等は届くのか。

A ちらしについてはポストに投函する形をとっている。しかし、しおりや通知書等は委託業者が居住調査により1戸1戸確認した上で配布するので、基本的には漏れはないと考えている。

Q ①新町名が大倉山が前提の説明であり、太尾町やそれ以外での説明があってもいいのではないか。

②検討委員会では大倉山以外の意見はどのくらいあったのか。

③太尾（フトオ）と読めないとのことであるが最初だけのこと。太尾でも不自由はなく大倉山にするメリットはあるのか。

A ①地元の意向を尊重した新町名とするため、地元の方に検討委員になって検討していただいた。その結果、大倉山一丁目から大倉山七丁目が新町名の案として決定された。横浜市としてはその案をもとに説明している。

②当初、検討委員会でも大倉山と太尾の両方の意見があったが、第6回検討委員会でアンケートの結果を尊重し全会一致で大倉山に決まった。

③太尾が読みにくいということではなく、住所をわかりやすくするための住居表示に伴う新しい町名をどうするかということで検討してもらった。従来の太尾を使った町名にするのか、町の中にある駅名である大倉山を使った町名にするか。地元の方々が決められた町名を尊重して住居表示の新町名に採用したいと考えている。

Q ①3年間におよぶ実施ということであると大倉山△丁目と太尾町が混在することになるのか。

②現在マンションで○号棟○号室を使っているが、住居番号は棟番号、室番号と違ってしまうのか。

A ①2年間は、大倉山△丁目と太尾町が混在するということがご了承ください。

②マンションの規模によって住所の決め方が違ってくる。集合住宅の場合は特例があって、街区の中に建物が2～3棟しかない場合、棟数の番号をそのまま使う場合もある。実施時にならないと確実なことは言えないが、現在の棟番号と部屋番号をそのまま使われるのではないかと思う。

Q 横浜市が中心となってやっているのか、港北区役所は関与していないのか。

A 住居表示の実施に関して基本的には市役所で行う。しかし、住民票や健康保健の住所を変えるなどの手続きは区役所で行ってもらう。今後、審議会や市議会という手続きはあるが、お住まいの方に関するものとしては、お住まいの方の調査、実施1ヶ月前に手続きに関する通知書等のセットの配布がある。早めに住所を知りたい場合は、8月末頃以降に教えられる。また、手続きについての説明会を行うこともある。

Q アンケートの回収率が少ない。新しい町名になるのだから盛り上げてもらいたいし、地域の人に喜んでもらえるようやってもらいたい。

A アンケート用紙の配布の方法がいたらなかった点はお詫びする。アンケートの回収率が1/3というのは多くはないが、昨年実施した緑区長津田町の町界町名地番整理で町名のアンケートを実施したときは10%程度の回収率でしかなかった。それに比べると絶対数が必ずしも少ないとは考えていない。